

資料 21（午後）	令和 2 年 3 月 18 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市障害福祉サービス課	

## 就労移行支援事業の適正な実施について

「就労移行支援事業の適正な実施について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（令和元年 1 1 月 5 日付け障障発 1 1 0 5 第 1 号））により、令和 2 年 2 月 1 日から下記の運用となっているため、留意すること。

### 1 就労移行支援の利用者の就職状況の把握について

利用者が就職した場合には、支給決定権者である市町村に適時に報告すること。

また、就労移行事業所は、重要事項説明書の退所理由に就職する場合を明記するなど、利用開始時に利用者へ、就職が退所事由となることの説明を徹底すること。

### 2 一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用について

就労移行支援サービス費については、利用者が就職した日の前日まで算定が可能。

利用者が就労移行支援の利用を経て就労した後は、引き続き当該就労移行支援を利用し就労移行支援サービス費を算定することはできない（施設外支援の対象となるトライアル雇用の期間を除く）。

ただし、市町村が、利用者が就職したことを把握した上で、就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断し、改めて就労移行支援の利用について支給決定を行った場合に限り、就職した後も新たに就労移行支援を利用することが可能。

以下の 3 点に当てはまる可能性がある利用者については、支給決定権者に相談。

- ・ 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながる場合
- ・ 働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的な負担にならない場合
- ・ 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であると見込まれる場合

### 3 就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出について

就労移行支援の基本報酬の算定区分に関する届出書等の提出をする場合には、前年度における就職後 6 月以上の定着者の状況を確認するため、就労移行支援を利用後に就労し、届出時点で雇用が継続していること（年度途中で退職した場合には、6 月以上雇用が継続したこと）を確認できる書類を添付すること。

また、就職日や届出時点で雇用が継続していることを事業者としても把握する必要がありますので、上記の添付資料については、事業所においても保管すること。

#### 【添付資料の例】

- ・雇用契約書
- ・労働条件通知書又は雇用契約証明書の写し 等

※就職者の状況を事業者が企業に訪問して企業の担当者からの確認をもらう等の方法によることも差し支えない。

#### 4. 報告・提出先

(1) 上記1・2の利用者の就職状況の報告・支給決定について

千葉市が支給決定した利用者については、支給決定した各区高齢障害支援課へ報告・相談。

(2) 上記3の届出について

下記宛てに提出（郵送可）。

保健福祉局 高齢障害部 障害福祉サービス課 施設支援班

〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター1階

TEL：043-245-5174（施設支援班）

FAX：043-245-5630

電子メール：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp